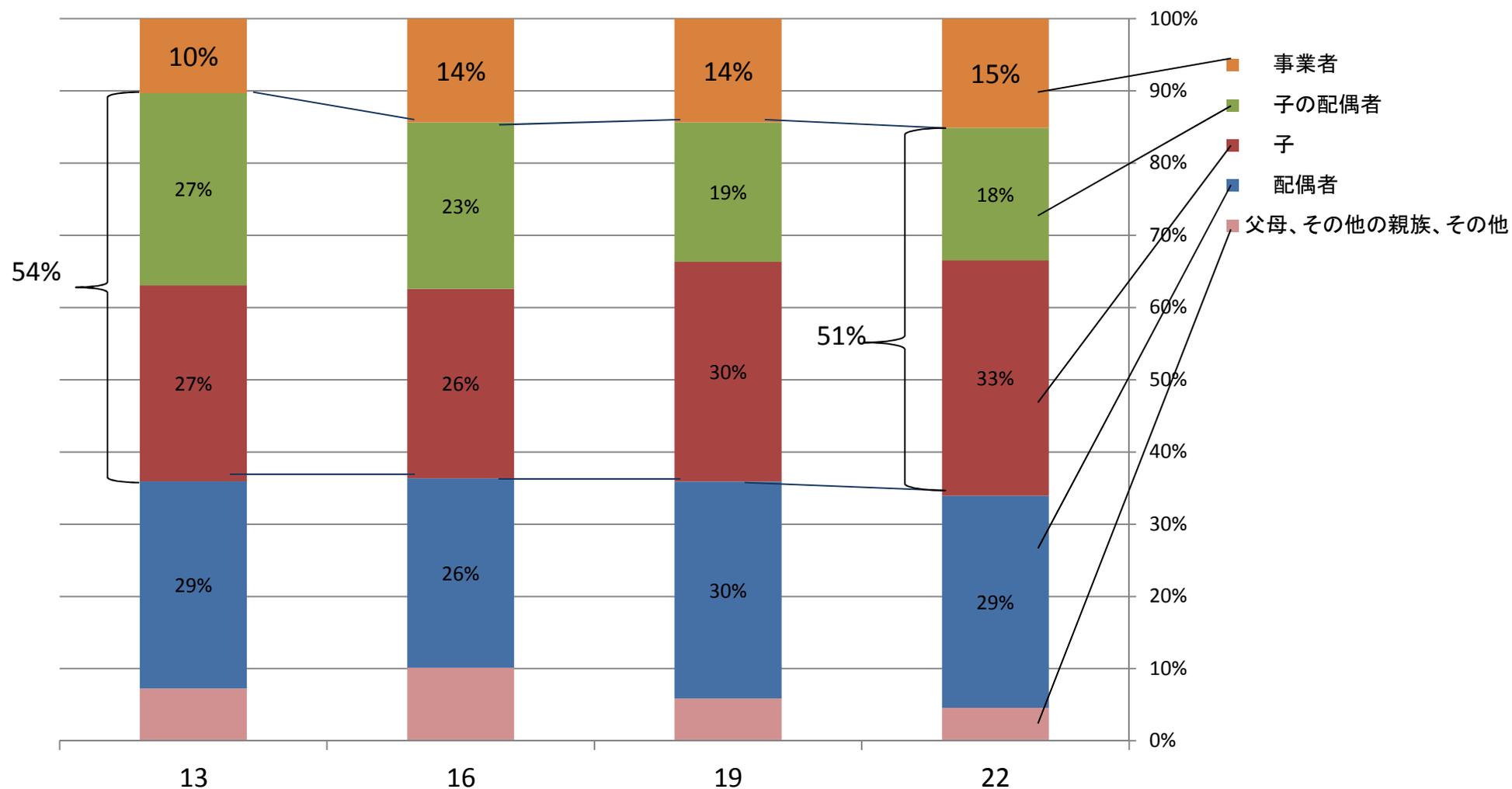


(参考)1号保険料と2号保険料の推移

		第1号保険料(65歳～) の1人当たり月額 (基準額の全国平均)	第2号保険料(40歳～64歳)の 1人当たり月額 (事業主負担分、公費分を含む)
第1期	平成12年度	2,911円	2,075円
	平成13年度		2,647円
	平成14年度		3,008円
第2期	平成15年度	3,293円	3,196円
	平成16年度		3,474円
	平成17年度		3,618円
第3期	平成18年度	4,090円	3,595円
	平成19年度		3,777円
	平成20年度		3,944円
第4期	平成21年度	4,160円	4,093円
	平成22年度		4,289円
	平成23年度		4,463円
第5期	平成24年度	4,972円	4,697円(概算)
	平成25年度		4,966円(概算)
	平成26年度		

(参考) 介護を要する者と主な介護者の続柄の変化

介護保険制度創設以来、主な介護者として「事業者」が増加してきており、特に「子の配偶者」の割合が低下することにより、子ども世代が主な介護者となる割合は低下している。



出典：国民生活基礎調査(平成13、16、19、22年)から作成

(参考)介護納付金に総報酬割を導入した場合の負担の変化

(現行制度における第2号被保険者一人当たりで見た負担額と報酬額の比較)

○ 健保組合・協会けんぽ・共済組合の比較

	現行			総報酬割とした場合	
	第2号被保険者一人当たり負担額 (労使含めた月額) (A)	第2号被保険者一人当たり報酬額 (年額) (B)	(A)x12/(B)	報酬額に対する負担割合 (C)	第2号被保険者一人当たり負担額 (労使含めた月額) (B)x(c)/12
健保組合 (全組合(1,443組合)平均)	4,463円	443万円	1.21%	1.37%	5,058円 【+595円】
協会けんぽ ()は国庫補助がない場合の負担額	3,731円 (4,463円)	303万円	1.48% (1.77%)		3,459円 【-272円】
共済組合 (全組合(85組合)平均)	4,463円	553万円	0.97%		6,313円 【+1,850円】

○ 健保組合内でも、組合によって負担能力は様々

	現行			総報酬割とした場合	
	第2号被保険者一人当たり負担額 (労使含めた月額) (A)	第2号被保険者一人当たり報酬額 (年額) (B)	(A)x12/(B)	報酬額に対する負担割合 (C)	第2号被保険者一人当たり負担額 (労使含めた月額) (B)x(c)/12
上位10組合 平均	4,463円	838万円	0.64%	1.37%	9,567円 【+5,104円】
下位10組合 平均		261万円	2.05%		2,980円 【-1,483円】

※ 平成23年度決算見込み数値データによる試算。

※ 被扶養者の報酬を「0」とみなして第2号被保険者の一人当たりの報酬額を算定している。

※ 健保組合については、特定被保険者(第2号被保険者に該当しない被保険者であって、第2号被保険者である被扶養者がある者)を除外して試算している。

○総報酬割を導入した場合の各保険者の負担額変化

		協会けんぽ	(国費充当後)	健保組合	共済
現行 (加入者割)	納付額	7,316億円	6,116億円	5,885億円	1,928億円
	報酬額に対する負担割合	1.77%	1.48%	1.21%	0.97%
総報酬割 (1/3導入)	納付額	6,775億円 (-541億円)	5,975億円 (-141億円)	6,152億円 (+267億円)	2,197億円 (+269億円)
	報酬額に対する負担割合	1.64% (-0.13%)	1.44% (-0.04%)	1.27% (+0.06%)	1.10% (+0.13%)
総報酬割 (全面導入)	納付額	5,694億円		6,685億円 (+800億円)	2,735億円 (+807億円)
		(-1,622億円)	(-422億円)		
	報酬額に対する負担割合	1.37%		1.37% (+0.16%)	1.37% (+0.40%)
		(-0.40%)	(-0.11%)		

○総報酬割を導入した場合に負担増・減となる保険者数

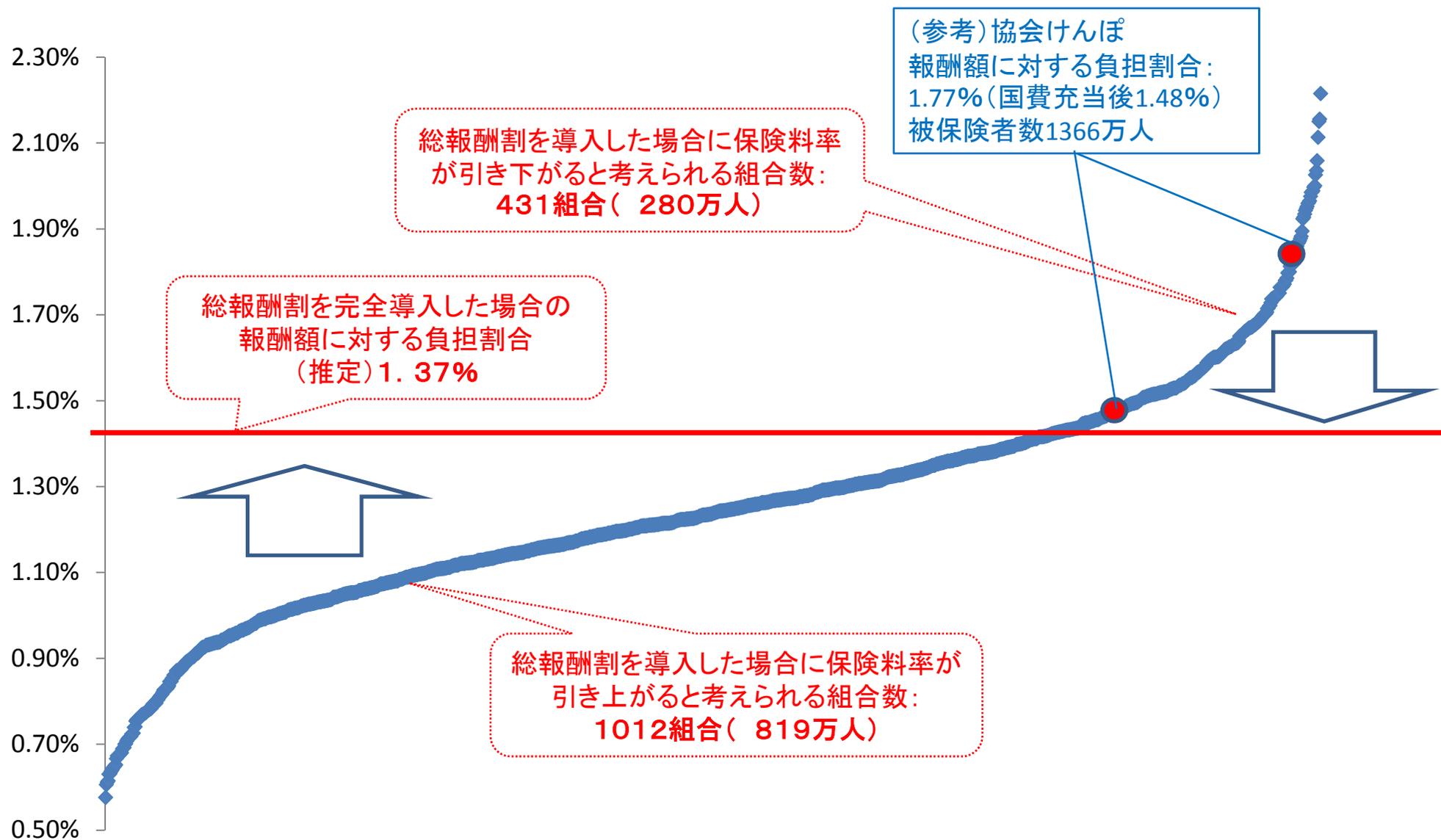
	健保組合	共済
負担増	1012組合	84組合
負担減	431組合	1組合

※ 平成23年度決算見込み数値データによる試算。

※ 被扶養者の報酬を「0」とみなして第2号被保険者の一人当たりの報酬額を算定している。

※ 健保組合については、特定被保険者(第2号被保険者に該当しない被保険者であって、第2号被保険者である被扶養者がある者)を除外して試算している。

(参考)健保組合の介護保険料率(介護納付金総額/総報酬額)の分布



※ 平成23年度決算見込み額の各健康保険組合の納付金総額を総報酬額で除して推計したものであり、実際の保険料率ではない。

健康保険法等の一部を改正する法律の概要（平成25年5月24日成立）

協会けんぽに対する平成22年度から平成24年度までの財政支援措置（①国庫補助割合、②後期高齢者支援金の負担方法）を2年間延長する等の措置を講ずる。

1. 法律の概要

I 協会けんぽへの財政支援措置

- ① 協会けんぽの財政基盤の強化・安定化のため、平成22年度から平成24年度までの間講じてきた国庫補助の13%から16.4%への引き上げ措置を2年間延長する。
- ② 後期高齢者支援金の負担方法について、被用者保険者が負担する後期高齢者支援金の3分の1を、各被用者保険者の総報酬に応じた負担とする措置を2年間延長する。
- ③ 協会けんぽの準備金について、平成26年度まで取り崩すことができることとする。

→ 以上の措置により、現行の協会けんぽの保険料率10.0%が平成26年度まで維持できる見通し。

II その他

- ① 健康保険の被保険者又は被扶養者の業務上の負傷等について、労災の給付対象とならない場合は、原則として、健康保険の給付対象とする。
- ② 保険給付に関する厚生労働大臣の事業主への立入調査等に係る事務を協会けんぽに委任する。

2. 施行期日

公布の日（平成25年5月31日）

※ ただし、II①に関する改正については、平成25年10月1日。

3. 介護サービス情報の公表制度について

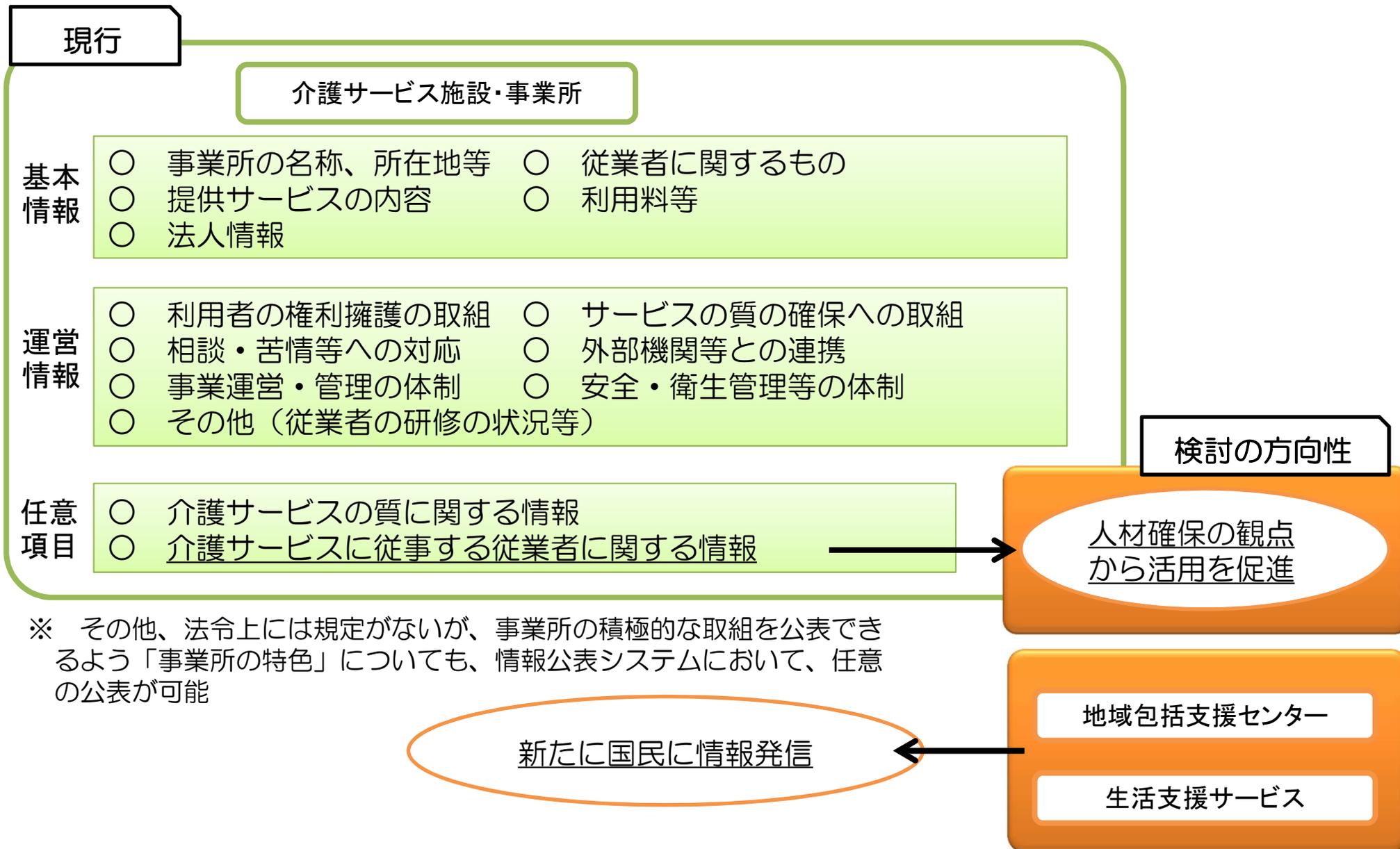
現状・課題

- 介護サービスの利用者やその家族等が介護サービス事業所や施設を比較・検討して適切に選択するための情報を、都道府県がインターネット等で提供する仕組みとして、平成18年度から制度化。全国約17万か所の介護サービス事業所の情報が公表されている。
- 前回の法改正で①事業所への調査方法の見直し、②公表内容の追加を行った。
 - ①調査方法・・毎年1回の調査義務から、都道府県が必要と認める場合に変更
 - ②公表内容・・都道府県の任意で公表できる情報として、サービスの質や介護従業者に関する情報を追加※その他、利用者の視点に立った新システムの開発を実施(平成24年10月より稼働)
- 他方、現在、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するために有益な情報と考えられる、地域包括支援センターと配食や見守り等の生活支援の情報について、この公表制度では情報を入手できない。
 - ※ 地域包括支援センターの情報については、情報公表システム上では、各都道府県の任意でセンター名、住所等の一覧を掲載できる機能があるが、あまり利用されていない。
- 平成24年度の改正介護保険法の施行により、事業者による雇用管理の取組を進めることを目的とし、都道府県に対して、介護サービスの質及び介護従業者に関する情報の公表について、配慮義務規定が設けられたが、現在のところ、この規定を活用している自治体はごくわずか。

論点

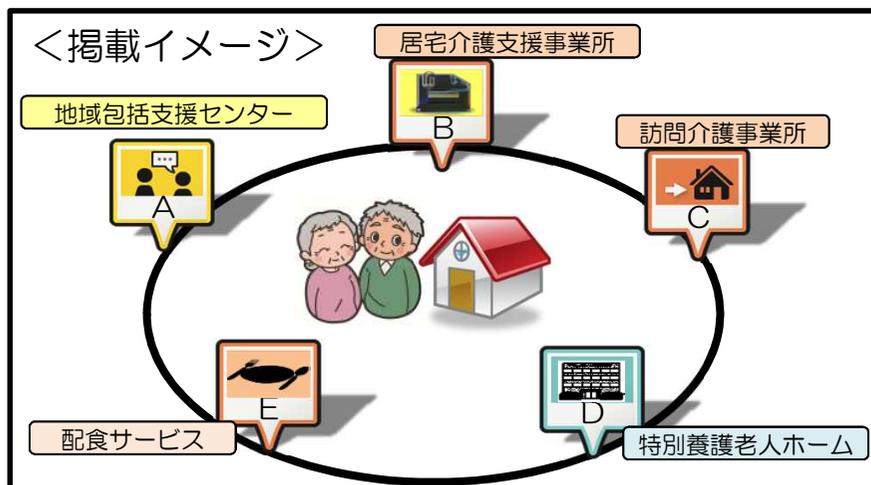
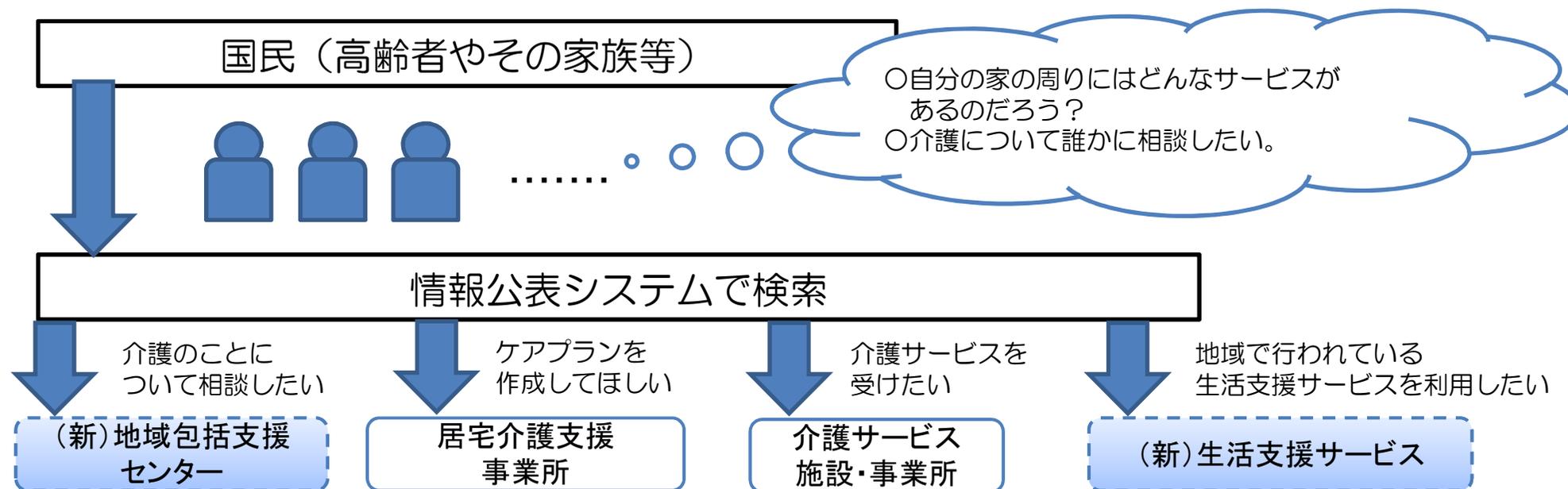
- 地域包括ケアシステム構築の観点から、
 - ①地域での高齢者の相談や介護サービス等利用の起点となる地域包括支援センター
 - ②高齢者の在宅生活を支える生活支援サービスに関する情報について、既に全国に定着している本公表制度を活用し、介護サービスの情報と一体的に集約した上で、広く情報発信していくことは、国民にとって有益ではないか。(31ページ参照)
- その際、公表すべき情報の内容、公表主体、公表方法、関係者間の役割分担について、具体的検討が必要。
- 今後、介護人材の確保が重要となる中、各事業所における雇用管理の取組を推進することが重要であり、現行の従業者等に関する情報公表の仕組みについて、円滑に事業所が情報を公表できるよう見直しをすべきではないか。
- 通所介護の設備を利用して提供している法定外の宿泊サービスについての情報公表も検討してはどうか。

公表される内容の全体像(現行と検討の方向性)



介護サービス情報公表制度の見直しの方向性

○ 地域包括支援センター・生活支援サービスの公表が新たに加わることで、自宅を中心に、地域で自立した暮らしをするための介護サービス以外の地域資源が一体的に把握できる。



名称	連絡先	自宅からの距離
A 地域包括支援センター	〇〇	0.2Km
B 居宅介護支援事業所	△△	0.4Km
C 訪問介護事業所	××	0.6Km
D 特別養護老人ホーム	--	0.7Km
E 見守り・配食	□□	1.0Km

新たな公表事項について(案)

	地域包括支援センターの公表	生活支援サービスの公表	介護従業者に関する情報の公表
概要	地域包括支援センターが入力した情報を、市町村が公表する仕組みとしてはどうか。	把握している生活支援サービスの情報を市町村が公表する仕組みとしてはどうか。	全国統一の公表内容について介護サービス事業者に報告の努力義務をかけてはどうか。
公表する項目	<ul style="list-style-type: none"> ■ 相談する地域住民が最低限必要と考えられる情報 (例)センター名、運営主体、住所、業務内容 等 ※ 業務内容については、地域包括支援センターが機能しているかどうか分かる項目について、今後検討を行う予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村が把握している情報 (例)事業所名、運営主体、住所、サービス分類、サービス提供地域 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 介護サービスに従事する従業者に関する情報 (例)離職率、賃金表、定昇制度 等
報告する者	/	/	<ul style="list-style-type: none"> ■ 介護サービス事業者
公表する者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村(都道府県が公表することも可能) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村(都道府県が公表することも可能) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 都道府県 ※ 通常の報告とあわせて公表
公表義務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 設置時及び年1回(公表内容に変更がない場合は不要) ※ 定期的な内容更新時以外にも、内容の変更が必要な場合には随時変更が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 努力義務(随時の更新) ※ 新しい地域資源を把握できた段階で更新 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 努力義務

(参考)介護サービス情報の公表制度の現状把握及び今後の利活用方策に関する検討会について

○ 検討会の目的

介護サービス情報の公表制度（以下、「情報公表制度」という。）の現状と課題を把握するとともに、2025年を目途とした地域包括ケアシステム構築へ向けた取組の推進に向けて、今後の情報公表制度の利活用方策について検討を行うことを目的とする。

○ 検討内容

- (1) 情報公表制度の現状と課題について
- (2) 公表される内容のあり方について
 - 地域包括ケアシステム構築へ向けた本制度の位置づけについて
 - 従業者等に関する情報の公表について
 - 公表項目のあり方について
- (3) 情報公表システムの利活用について
- (4) 認知度向上へ向けた方策について
- (5) とりまとめ

○ 検討会の構成

委員氏名	所属	委員氏名	所属
稲葉 雅之	一般社団法人日本在宅介護協会 専務理事	瀬戸 恒彦	公益社団法人かながわ福祉サービス振興会 専務理事
小川 博司	広島県 健康福祉局介護保険課長	高杉 敬久	公益社団法人日本医師会 常任理事
小泉 立志	公益社団法人老人福祉施設協議会 介護保険事業等経営委員会 特別養護老人ホーム部会 部会長	筒井 孝子	国立保健医療科学院 統括研究官
木間 昭子	高齢社会をよくする女性の会 理事	馬袋 秀男	一般社団法人全国介護事業者協議会 理事長
小山 秀夫 ◎	兵庫県立大学大学院 教授	平川 博之	公益社団法人全国老人保健施設協会 副会長
齊藤 秀樹	公益社団法人全国老人クラブ連合会 理事・事務局長	水越 洋二	全国地域包括・在宅介護支援センター協議会 横浜市不老町地域ケアプラザ 所長
榊 美智子	東京都 福祉保健局高齢社会対策部介護保険課長	山村 和宏	ひょうご介護サービス情報活用制度専門調査機関 (株)創造と協働のまちづくり研究所 代表
助川 未枝保	一般社団法人日本介護支援専門員協会 常任理事	(※ ◎は委員長、敬称略、50音順) (合計15名)	

(参考)介護サービス情報の公表制度の仕組み(全体像)

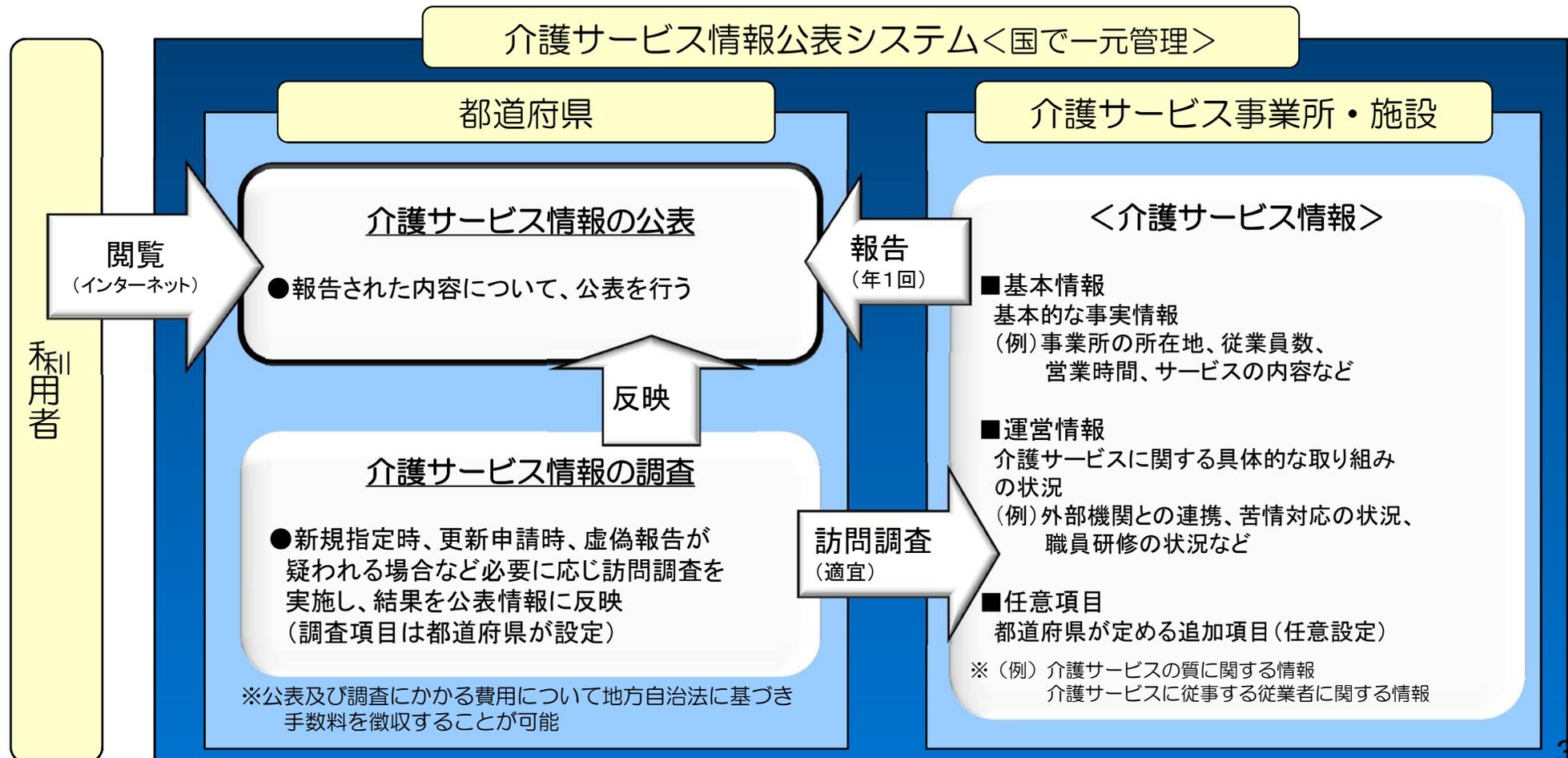
【概要】

○利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が提供するもの

【ポイント】

○介護サービス事業所は、年一回、直近の介護サービス情報を都道府県に報告

○都道府県は、事業所から報告された内容についてインターネットで公表。また、報告内容について調査が必要と認める場合、事業所・施設に対して訪問調査を実施



(参考)情報公表制度の見直し(平成24年度から実施)

法改正により...

①調査方法の見直し

→ 事業所への調査義務を改め、都道府県知事が必要と認める場合に実施するよう任意化

②公表内容の追加

→ 都道府県知事が介護サービスの質や介護従業者に関する情報を公表できる仕組み

※ その他、利用者の視点に立った新システムを開発(平成24年10月より稼働)。

<見直しの背景>

情報公表制度については、都道府県知事又は指定調査機関による介護サービス事業者・施設に対する調査が義務付けられているが、事業者にとってこうした調査等の負担が大きいという指摘がある。このため、利用者にとって活用しやすいものとなるよう、検索機能や画面表示などを工夫するとともに、調査については、都道府県知事が必要と認める場合に、適切に実施することとするなど、事務の軽減を図り、手数料によらずに運営できる制度へと変更すべきである。その際は、費用負担を含めて、都道府県の負担等に配慮すべきとの意見があった。

また、公表される情報については、都道府県の判断により、事業者が任意でサービスの質や雇用等に関するデータを追加できることとし、公表される情報の充実を図っていくべきである。

(介護保険部会報告書「介護保険制度の見直しに関する意見(抄)」(平成22年11月30日))

(参考) 介護サービス情報公表システム月次アクセス数

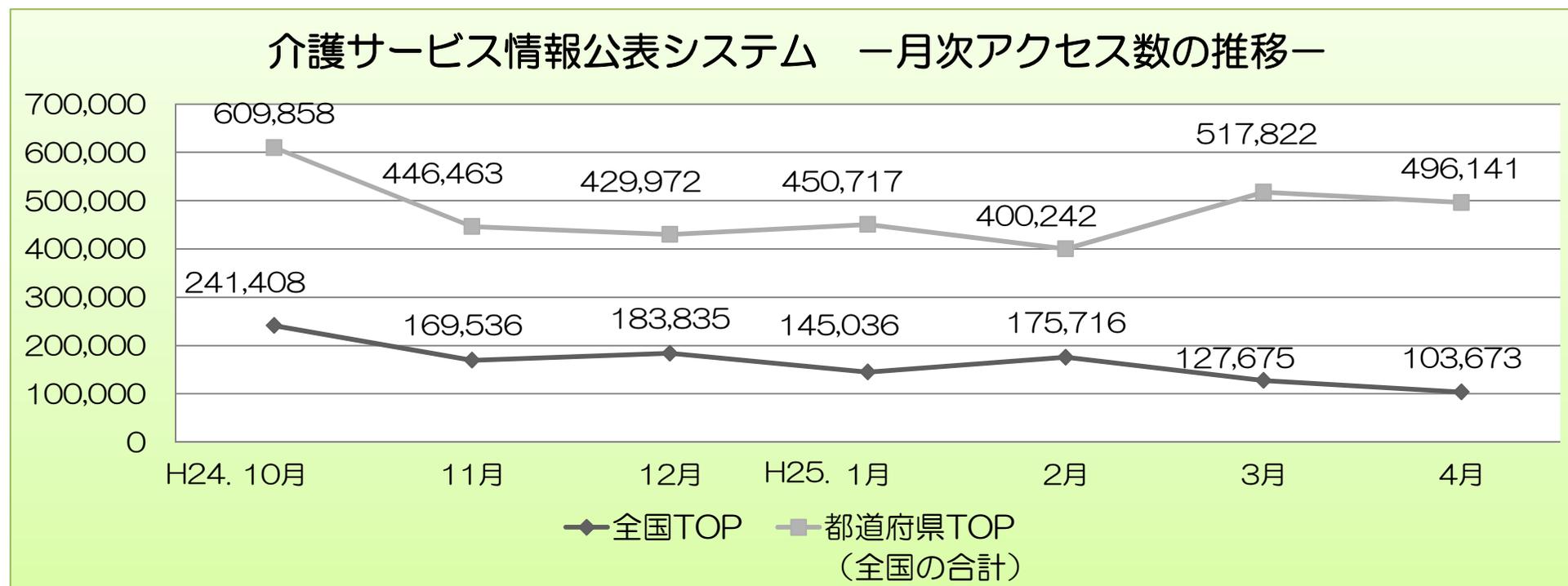
1. ひと月あたり平均アクセス数

(平成24年11月～平成25年4月までの平均)

	全国TOP	都道府県TOP (全国の合計)	事業所情報検索 結果一覧	事業所情報比較	事業所の概要
新システム	150,912	456,893	1,923,652	6,341	1,141,598
旧システム		257,926			

※旧システムは平成22年度の一月あたり平均

2. 月次アクセス数の推移



(参考)介護従業者等に関する情報の公表の取組

<関係条文> (平成24年度より創設)

○介護保険法第115条の44

都道府県知事は、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会の確保に資するため、介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報（介護サービス情報に該当するものを除く。）であって厚生労働省令で定めるものの提供を希望する介護サービス事業者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

○介護保険法施行規則第140条の62の2

法第115条の44の厚生労働省令で定める情報は、介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報（介護サービス情報に該当するものを除く。）として都道府県知事が定めるものとする。

<取組の実績> (平成25年6月現在)

	介護サービスの質に関する情報	介護サービスに従事する従業者に関する情報
実施都道府県数	5	2
公表内容	<ul style="list-style-type: none"> ○喀痰吸引登録状況 ○要介護度の改善状況 ○褥瘡の発生状況・改善状況 ○外部評価の有無 ○褥瘡や転倒発生の防止対策 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護サービスに従事する従業者に関する情報（自由記載） ○離職率 ○勤務時間（シフト体制等） ○賃金体系 ○有給休暇の取得状況 ○研修の取組 等

※介護サービスの質もしくは介護サービスに従事する従業者に関する情報について実際に公表している事業所数は約1,700程度（公表事業所の約1%）

(参考)介護サービスの質及び介護サービスに従事する 従業者に関する情報の公表例

法第115条の44に基づき、都道府県知事が定める介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報を公表するためのページ。

<公表例>

事業所の概要	事業所の特色	事業所の詳細	運営状況	その他
印刷する しおりをつける				
※このページは事業所の情報をよりわかりやすく提供するために、都道府県ごとに設けている項目です。				
介護サービスの質について、自由にご記入ください。(例) 要介護の改善状況、褥瘡や転倒発生の防止対策、第三者評価に関すること等	広域行政組合活動の一環として、2年間に渡って、介護相談員活動の受け入れを行いました。その活動の中で、特に指摘事項も無く、相談員さんから「自分が高齢になって、介護が必要な状態になったら、よろこぼう屋の介護サービスを利用したい」との評価を頂きました。			
介護サービスに従事する従業者に関する情報について、自由にご記入ください。(例) 離職率、勤務時間(シフト体制等)、賃金体系、有給休暇の取得状況、研修の取り組みについて等	①短時間労働者については、家庭の事情を考慮しながら、希望している日を優先的に休日として、取得できるよう配慮している ②各資格取得や各研修会への参加と社内研修を行いながら、職員のスキルUPを目指している ③処遇改善加算を活用する等、職員の賃金の向上に努めている			

(参考)地域包括支援センター情報の公表例

(現在は都道府県が任意で公表できる仕組み)※法令上の規定はなし

現在、17の都道府県で地域包括支援センター情報が公表されている。
 以下は東京都の掲載例であるが、東京都の場合は、情報公表システムから東京都HPにリンクが貼られている。東京都のHPでは、都内の全ての地域包括支援センターの一覧が見られる。公表内容は任意。

練馬区						
種別	名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX	所管地域
地域包括支援センター	練馬区練馬高齢者相談センター (地域包括支援センター)	176-8501	練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所西庁舎2階			旭丘、小竹町、羽沢、豊玉上、栄町、桜台、豊玉北、豊玉中、豊玉南、練馬、中村北、中村、中村南、向山、貫井
地域包括支援センター	練馬区光が丘高齢者相談センター (地域包括支援センター)	179-0072	練馬区光が丘2-9-6 光が丘区民センター2階			錦、北町、平和台、氷川台、早宮、光が丘、田柄、春日町、高松、旭町、土支田
地域包括支援センター	練馬区石神井高齢者相談センター (地域包括支援センター)	177-8509	練馬区石神井町3-30-26 石神井庁舎4階			谷原、高野台、三原台、富士見台、南田中、下石神井、石神井町、石神井台、上石神井、上石神井南町、関町東、関町北、関町南、立野町

(公表内容例)

運営主体 生活協同組合

実施しているサービス

家事援助(買い物支援を除く) 簡単な介護 食事(配食、会食、給食) 外出援助(買い物支援を除く) 買い物支援 相談・助言・話し相手 訪問活動(安否確認、声かけなど) ふれあい・いきいきサロン活動(協力含む) その他事業

サービス内容

サービス名称	助け合い活動
事業開始年度	昭和46
対象エリア	複数市町村
会員制の有無	会員制を採用している
コーディネーター配置の有無	配置している(8人)
利用者(受け手)の登録者数	102人
サービス支援者(担い手)の登録者数	150人
事業サービスの種類	利用料
※30分から ☆月～金	700円/1時間

(参考)生活支援に関する情報公表の取組例②(神奈川県)

○神奈川県の取組

県内の地域ごとに、住宅改修、福祉タクシー、配食サービスなどのサービスが検索できる。

The screenshot shows the homepage of the 'Kanagawa Life Support Information Service' (生活支援情報サービスかながわ). The page features a navigation bar with 'トップページ' (Home), 'サービス説明' (Service Description), '事業所検索' (Business Search), and '市町村提供のサービス' (Services provided by municipalities). A sidebar on the right contains links to 'このサイトについて' (About this site), 'よくあるご質問' (FAQ), and various service categories like '介護情報サービス' (Nursing information services), '障害福祉情報サービス' (Disability welfare information services), and '子育て支援情報サービス' (Child-rearing support information services). The main content area is divided into sections for '新着情報' (New information) and service categories: '有料老人ホーム' (Nursing homes), '福祉タクシー' (Welfare taxis), '訪問理美容' (Home beauty services), '住宅改修' (Home renovation), and '配食サービス' (Meal delivery services). Each category includes a brief description and buttons for '事業所をさがす' (Find business) and 'サービスの説明' (Service description).

(公表内容例)

配食サービス



神奈川県内の生活支援サービス総合情報サイト
生活支援情報サービスかながわ

ホーム | サイトマップ | ログイン

文字サイズ

- トップページ
- サービス説明
- 事業所検索
- 市町村提供のサービス

更新日 2012-09-27 10:50:49

横浜市より委託を受けている高齢者向け食事サービスの他、一般家庭向けの「食材メニュー」「冷凍、冷蔵調理済メニュー」などの商品構成から成り立っております。その他、日用品等 食品以外にも豊富に取り揃えており、お客様の好みや生活スタイルに合わせてサービスのご提供をさせて頂いております。また糖尿病や腎臓病向けの治療食分野でもタイハイはバイオニアとして高品質な商品を提供し、皆様のご信頼を頂いております。

所在地 〒242-0022
 神奈川県大和市柳橋5-5-5

電話番号 [REDACTED]

ファックス [REDACTED]

営業時間 9:00~

定休日 土・日・祝祭日

配達エリア

[お問い合わせはこちら](#)

[ホームページ](#)



サービス内容

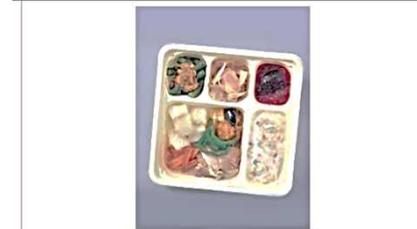
メニュー内容	カロリー調整食、日替わり弁当、介護食、日用品等		
配達手数料	無料	当日注文配達	なし
容器の回収	なし	試食サービス	なし
付加サービス	安否確認(横浜市様配食サービス) 容器回収鶴亀御膳あり		

運営者の概要

写真・動画



弁当2
タンパク調整食(昼食・夕食)



弁当3
カロリー調整食(朝食・昼食・夕食)

4. 義務付け・枠付けの見直しについて

経緯・概要

- 地方公共団体に対する義務付け・枠付け等については、地方分権改革推進委員会の勧告対象となる約4千条項について順次見直しを実施しているところ。介護保険法においてもサービスや地域包括支援センターの基準等についての条例委任や指定都市・中核市への居宅サービス・施設サービスの指定等について権限移譲等を行ってきた。

(参考)	主な改正事項(介護保険法関係)
・第1次見直し-「地方分権改革推進計画」(平成21年12月閣議決定)、第1次一括法(平成23年4月成立)	・居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス等の人員、設備及び運営に関する基準を条例委任。
・第2次見直し-「地域主権戦略大綱」(平成22年6月閣議決定)、第2次一括法(平成23年8月成立)(介護保険法関係は、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年6月成立))	・居宅サービス及び施設サービスの指定や条例制定等を指定都市・中核市に権限移譲。 ・居宅サービス等の指定要件である法人格の有無を条例委任。
・第3次見直し-「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」(平成23年11月閣議決定)、第3次一括法(平成25年6月成立)	・居宅介護支援、地域包括支援センター等の人員及び運営の基準等を条例委任。

- 地方からの提案を受け、平成25年3月に「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)において57項目の見直しを決定。介護保険法関係は以下のとおり。
 - ・市町村が要介護認定の調査を委託する際の公示義務の廃止
 - ・市町村長が地域密着型サービス事業所を指定する際の関係者の意見反映の措置の努力義務化

義務付け・枠付けの第4次見直しについて(抄)

(5) 介護保険法(平9法123)

- ・市町村が行う要介護認定の調査に関する事務の委託に係る公示義務(24条の2第5項)については、廃止する。
- ・市町村長が行う地域密着型サービス事業所の指定に関し、関係者の意見反映のために講ずべき措置(78条の2第7項)については、努力義務化する。